

## 社会保険料控除

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を社会保険料控除として算入する場合、支払額を証明する書類の提示が必要です。

領収書などが手元にない人については、証明書を発行しますので、運転免許証などの身分証明書と印鑑を持って税務課（国民健康保険税）、市民課（後期高齢者医療保険料）、健康長寿課（介護保険料）へお越しください。

※年金天引きされている人は、証明書を発行できません。年金の源泉徴収票で確認してください

### ■問い合わせ

【国民健康保険税】 税務課 ☎ 64・6004  
 【後期高齢者医療保険料】 市民課 ☎ 64・6018  
 【介護保険料】 健康長寿課 ☎ 64・6014

国民年金保険料を社会保険料控除として算入する場合、国民年金保険料の「控除証明書」または「領収書」の添付が必要です。

控除証明書は、平成 27 年 11 月上旬に対象者に送付されています。同年 10 月 1 日以降 12 月 31 日までに、その年初めて納めた人については、2 月に送付される予定です。

※市役所で証明書の発行はできません

### ■問い合わせ

日本年金機構敦賀年金事務所 ☎ 0770・23・9902  
 ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル ☎ 0570・058・555



## 市県民税で住宅ローン控除

平成 12 年から同 27 年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた人については、所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の個人住民税から控除できます。

この制度の適用を受けるためには、確定申告ま

たは年末調整（初年度については確定申告）が必要になります。

※平成 19・20 年の入居者は所得税のみの対象となります

※控除期間が経過した場合は、対象となりません

### 公共施設 指定管理者の指定

市では、小浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条第 1 項に基づき、各施設の指定管理者を下記のとおり指定します。

#### 小浜市まちの駅

【施設の所在地】  
白鬚 111 番 1  
【指定管理者】  
株式会社オーイング  
【指定期間】  
平成 28 年 5 月 1 日～31 年 3 月 31 日



■問い合わせ 商工観光課 ☎ 64・6021

#### 小浜市農産物加工施設

【施設の所在地】  
南川町 4 番 30 号  
【指定管理者】  
若狭農業協同組合  
【指定期間】  
平成 28 年 4 月 1 日～33 年 3 月 31 日



■問い合わせ 農林水産課 ☎ 64・6022

#### 小浜市町並みと食の館

【施設の所在地】  
飛鳥 108  
【指定管理者】  
有限会社ホテルアーバンポート  
【指定期間】  
平成 28 年 4 月 1 日～33 年 3 月 31 日



■問い合わせ 文化課 ☎ 64・6034

# 確定申告はお早めに！

平成 28 年度の市県民税、平成 27 年分所得税の確定申告の受け付けが始まります。必ず期限内の申告をお願いします。

受付期間 2 月 16 日☉～3 月 15 日☉（土日を除く）9 時～12 時、13 時～16 時  
 問い合わせ 【市県民税】税務課 ☎ 64・6004 【所得税】小浜税務署 ☎ 52・1008

### 【市役所 4 階大会議室（大手町）会場のスケジュール】

受付期間	対象地区・区
2 月 16 日☉ ┆ 22 日☉	小浜（清滝/津島/多賀/鈴鹿/塩竈/生玉）、西津（小湊/大湊/北塩屋/西長町/北長町/福谷）、内外海（仏谷/堅海/泊/田鳥を除く）、国富、宮川
2 月 23 日☉ ┆ 2 月 29 日☉	小浜（玉前/今宮/広峰/白鬚/酒井/駅前町/川崎）、雲浜（南川町/後瀬町/上竹原/関）、松永、遠敷、今富
3 月 1 日☉ ┆ 7 日☉	小浜（竜田/住吉/日吉/神田/大宮/男山）、雲浜（千種/大手町/四谷町/一番町）、内外海（仏谷/堅海/泊/田鳥）、口名田、中名田、加斗
3 月 8 日☉ ┆ 15 日☉	小浜（鹿島/白鳥/貴船/浅間/大原/香取/飛鳥/青井）、雲浜（城内/雲浜/山手/水取）、西津（堀屋敷/板屋町/新小松原/下竹原/小松原川東/小松原川西）

### 【JA 若狭本店（遠敷）会場のスケジュール】

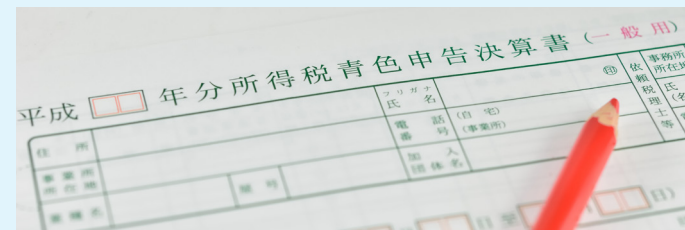
受付日	対象地区
2 月 16 日☉	小浜、雲浜、西津、内外海
2 月 17 日☉	松永、宮川
2 月 18 日☉	国富
2 月 19 日☉	遠敷
2 月 24 日☉	今富
3 月 3 日☉	口名田、中名田
3 月 4 日☉	加斗

※混雑を避けるため、できるだけ指定された期間・期日にお越しください

※営業所得、事業所得、農業所得、不動産所得のある人については、「収支内訳書」を事前に作成してからお越しください

※医療費の控除に必要な領収書は個人ごと、医療機関ごとに小計しておいてください

※ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した人が、市県民税または所得税の確定申告をした場合は、申告が優先されます。そのため、申告をする場合は必ず、ふるさと納税に伴う寄附金控除を含めた申告手続きを行ってください



## 介護認定者に障害者控除対象者認定書、おむつ使用確認書を発行

65 歳以上で、要介護度 1 以上の要介護度認定を受けていると、確定申告で障害者控除を受けられることがあります。また、おむつ代が医療費控除の対象となる場合があります。

該当する人には、障害者控除対象者認定書またはおむつ使用確認書を発行しますので、印鑑を持って健康長寿課へお越しください。

■問い合わせ 健康長寿課 ☎ 64・6014

## 公的年金などに係る確定申告

平成 23 年分以後の各年分について、公的年金の収入金額の合計が 400 万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

※生命保険料、医療費控除などにより、所得税の還付を受ける場合は、確定申告をする必要があります

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、市・県民税の申告が必要な場合があります